

# ドイツ外國爲替管理法

常盤敏太

- 一 はしがき
- 二 ナチと外國爲替管理
- 三 ドイツ外國爲替管理法成立の経緯
- 四 外國爲替管理法の施行機關
- 五 外國爲替管理法の目的
- 六 外國爲替管理の内容
- 七 外國爲替管理法とその原則法との關係
- 八 刑事法との關係
- 九 民法との關係
- 十 刑法との關係
- 十一 行政法との關係
- 十二 労働法との關係
- 十三 銀行法との關係
- 十四 証券法との關係
- 十五 商標法との關係
- 十六 特許法との關係
- 十七 商標法との關係
- 十八 特許法との關係
- 十九 商標法との關係
- 二十 特許法との關係

## 一 はしがき

經濟が國家の存立隆盛に如何に大なる要素をなしてゐるかは、今日、多言を要しないであらう。殊に、經濟的に恵れない邦國、換言すれば持たざる邦國においては、その國家活動の使命を制し得ること迄經驗しつつあるのである。これが法治國家において經濟現象が各方面から法律的に觀察統制せられねばならぬ要請である。さうして、今日では經濟法はその管理取締の方面より觀ると約四つの領域に分たれる現狀にある。一は外國爲替管理、二は物價法として

ドイツ外國爲替管理法

の價格公定法と物價監督法、三は農山魚及びこれが所産市場法、四はその他の市場及び經濟秩序に關するものである。就中、對外的には外國爲替管理の取扱ふ問題は直接國家の休戚に關する大問題であるのである。本論文においては主として先づこの問題に觸れて見たいと思ふ。對内的には物價法が經濟上法律的規律の核心を成すものである。しかし、この法律は、現在わが商工省が日頃の準備なき爲に手を焼いてゐる問題であり、ドイツにおいてもメースケ博士も指摘してゐるやうに、その關係において殆んど見通しのつかないものであつて、これが適用に當つては第二次四ヶ年計畫及びこの計畫以來の發展史を研究せねばならぬ。ドイツにおいて既に然り、わが邦の如き事變に當つて泥繩式に商工省の役人と社會的知名の紳士淑女が構成する物價委員會が未經騷と未組織の地盤に無理矢理に公定價格を定めて見たところで商人の憤懣や嘲笑を購ふに至るべきは偶然の結果ではあるまい。とまれ、ドイツ價格公定法は二つの制裁手段を規定してゐる。行政罰と刑事罰とがこれである。切言すれば、行政罰乃至秩序罰に如何に重點を置くかが問題である。ドイツにおいては種々の議論はあるが秩序罰に重點を置いてゐる。價格公定に關しては言葉通り無数の法令が出されてゐるのであつて、ここにこれを詳論することは出来ないが、わが邦現下の狀態においても十分研究せられなければならぬ焦眉の問題と同時に永遠の課題である。唯、行政罰と刑事罰に關する限り、美濃部博士の近著『行政法概論』(拙評、一橋新聞第二八八號、田上學主審評、一橋論叢第四卷一號九四頁)がある。これら經濟と制裁との關聯は一括して考察せらるべきものたることは『生活と制裁』(拙稿節掲、一橋新聞第二八八號)の如くであるが、これについては稿を改むるの外はない。されば、本稿においては、これらの中、僅かに爲替管理に關する考察を以つて經濟統制の手段としての種々の法律的考察の一部を呈示して見たいと思ふのである。

## 二 ナチと外國爲替管理

ナチは外國依存の政策をかなぐり捨てて、經濟戰においても民族國家獨立の立場をとつたのであつた。否、ドイツがベルサイユの平和機構に眞向から反對して、これより、彼のあらゆる政策、例へば戰債不拂、再軍備、舊領地及び植民地返還、民族自決、ユダヤ人排斥等を行ひ出してからは、英佛初め歐米の列國はこれに先づ經濟的壓迫を加へて來たのである。ドイツたるもの、内に食糧の自給自足、原料及び戰時資源の獲得の爲の輸出の奨励、ドイツ貨幣價値の維持の爲の外國爲替管理等を、その國內土地制度、人種制度、産業制度、交通制度等と併せて強行せざるべからざるに至つたのは豫定の政策であつたのである。恰もわが邦が東亞において舊英米佛の勢力を驅逐して東洋本來の相にたち返らしめんとするや、英佛の諸國が猛然と立つてわが興亞政策に反對するが如きである。實に、歐洲においてドイツを瀕死の状態に置くことは老大國の唯一の安全感のよるところであり、東亞において日本の擡頭を抑へることは彼等の安眠の中に、利權に生産と収益を果さしむる所以であるからである。英米佛の立場もあながち無理とは申すまい。しかし、新らしく持たざる國々が、自らの存在の地歩と生存權とを持して、その必然の主張を敢てするにおいては、これを奴隷たらしめ、これより苛儉誅求、これらを犠牲として生存する諸國に反撃を加へることを得るは理の當然といはなければならぬ。

今日、わが國や、ドイツ、イタリヤが敢然とこれらの經濟的世界先占國家の迫壓に抗して、獨自の經營に猛進せんとするや、これらの邦國は最後に武力的強壓をほめかしながら、外交政策による集團的威壓により、或は經濟的

原料及び資本供給杜絶並に製品の輸入拒否による、所謂、經濟制裁なる、間接強制を敢てせんとするのである。わたくしはここで、この間接強制たる經濟制裁に拮抗するわれらの盟邦ドイツの戰鬪乃至その用心意について研究することはドイツを知るのみならず、又實に、降りかかつて來つたあるわが邦の難題解決策上にも他山の石であらうことを思ふのである。否、わたくしにいはしむれば、わが邦は、國家總動員法を制定して以來、これらの必要を有してゐたのであつて、一部省令その他によつて之を果してゐるのであるが、その足らはぬこと甚だしきを思ふ。これが完全なる立法及び政府の進むべき方向の公示は緊急事に屬するのである。この意味においても完備に近いドイツ爲替管理法の經緯をここに呈することの必要を思はざるを得ぬ。

外國爲替管理の貿易政策上の任務及び貨幣對外價值維持上必要なる理由は次に外國爲替管理法の制定の理由及び脫法行爲取締乃至防止方法を説明するに當つて明らかにせられるところであるが故に、ここにはこれを概説することを省略しよう。しかし、外國爲替管理は要するに、一國の國力を貿易、貨幣、産業の方面に互つて強大ならしめ或は少くともそれより原因する破滅を防止する爲に用意工夫せられたものであるといふことは出來よう。非常時下において英米佛等並に之が統制下にある弱小群國集團の壓迫下に立つては、自給自足、自國を破綻から免かれしむる一時的の役割を持たぬものでもない。この法律の中に、實は、これからの國家が民族自決の立場をとつて、少くとも、獨立して他國に對等に生存し得る迄の強大を致さしむべき不斷の政策が存在するのである。今日、われわれは、平穩或は形式的にして無競争の状態を、近く期待し得ないのであるが、假りに、われわれの邦が持てる老大國に拮抗し得るほどの資源その他の經濟力を獲得し得、さうしてこれらの間に平等の地位が確立せられたにしろその時から、不用意、

無統制が続けられたならば、又ぞろ、再び、經濟的に弱國たらざるを得ないであらう。蓋し、如何なる場合と雖も爲替の管理宜しきを得ない限り、多くの努力は一介の支那人のスペキュレーションに及ばないからである。わたくしが一國の富強が國際關係の存する限りでは、一にかかつて永久に爲替管理にあるといふのはこれが爲である。かくて、外國爲替管理は平時戦時若は非常時の差を問はず、心せられなければならぬ國家の重大政策の一たるを失はないであらう。その經濟的作用領域の詳細なる研究は經濟學者金融學者の綜合研究に譲るとして、國策樹立乃至成法解釋によつて得られた、外國爲替管理の目的は如何なるものであらうか。

ドイツにおいては、一九三一年七月十五日第一次外國爲替管理令以來一九三三年、ナチが政權を執る迄に徐々に建設せられた外國爲替立法にも拘らず、外國爲替の不正は驚く程増加して來たのである。(Ranke: Vom Devisenrecht zur Bekämpfung der Wirtschattsabotage, D.J., 17, Nr. 7, 1930, S. 451.)

又、ベルグホールドの言葉を借りれば、外國爲替法從來の發達はどんなに禁止や制限を厳しくしても、それは偶々以つてそれらの規定の新らしい脱法を導くに過ぎなかつた(後出第七頁参照)ことが明示されるのである。そこで一九三三年六月十二日の國民反逆法が出てこれらを清掃する筈であつたのである。この國民反逆法によつて初めて反逆なる考へが經濟行爲の上にも誕生したのである。それまでは、言ふまでもなく、大逆罪とか謀反罪の場合にのみ反逆といふことが考へられてゐたに過ぎなかつたのである。これを以つて爲替違反が純粹の秩序違反を超してゐる限り、國民及び國家の保全に對する極罪として初めて認められたのである。反逆の結果として、當時まだ國民團體からの除斥及び國籍喪失は規定せられてはゐなかつたし、反逆者にある自決權が許されてゐたのではあるが、兎に角極刑が經濟違反の中

6  
に入つて來たのである。(一九三六年二月一日經濟急變に對する法律第一條參照條出第一〇頁)。これは租稅法の領域においても同様であるので、爲替刑罰手續は租稅刑罰手續と結合せしめられ特別の重罪裁判を形成するまでに至つてゐるのである。

### 三 ドイツ外國爲替管理法成立の経緯

わたくしは外國爲替管理の目的に關する知識を呈示する前に、昨年末即ち一九三八年十二月十二日に制定せられ、本年一月一日から施行せられてゐる爲替管理法の成立迄の経緯を述べなければならぬ。これと同時に同じく昨年末十二月十二日に發令せられた爲替管理の命令換言すれば『爲替管理の準則』の成立をも併せて考へなければならぬ。

さて、法律の國ドイツがナチになつても脱法行爲の國ドイツであることは悲しむべきことである。殊に、外國爲替關係のごとく當事者の一方式は双方が多く外國人であるこの取引においては往々ナチの愛國心、或は公益は私利に先んずるとのモットーも效力の少ないことは止むを得ない事でもあらうか。わが當局においても豫め心せらるべきことではあるまいか。殊に、爲替問題の如きにおいては、國民の相互或は自治にのみ放任して置く譯には行かぬのであらう。わが國民には外國爲替管理に現はれた國策への自發的協力を要求することが出來ても、無爲無策、徒らに責任ある法律を回避して一時を糊塗することがあるならば國家非常時の大犠牲もこの一蟻穴より無駄骨折と化することなしといふことを得ないであらう。ドイツにおいては新外國爲替管理法が誕生する迄に、數十の法律・附屬法・命令・規程・告示・施行細則等が出されてゐる。それにもかかはらず前掲ライヒ經濟省書記官ベルグホルドをして『外國爲替法の從來の發達はどんなに禁止や制限を厳しくしても、それは偶々以てそれ等の規定の新らしい脱法を導くに過ぎ

なかつたと歎せしめてゐるのである (Die Strafrechtliche Fortbildungswoche für Staatsanwälte und Strafrichter) (In Jena, Deutsche Justiz, 14, October 1938, S. 1631. 同法雑誌第二四七號第三五頁)

四ヶ年計劃委員ノイマンは、爲替管理がヒットラーによつて設定せられたドイツの經濟的自由獲得の目的達成に、重要な役割を演じつつあり、實に外國爲替管理は四ヶ年計劃の中心をなしてゐると迄云つてゐるのである (Deutsche Justiz 1939, S. 456)。しかも、現在のドイツの外國爲替管理こそ、經濟取引上に大なる障礙を齎らしてゐる世界戰爭の結果であるとするのである。詳言すれば、戦前においては商取引上では通常輸入超過であつたが、二百八十億マルクの海外投資からの収入や、労働収入の受取勘定でマイナスは補ひ毎年新資本が増加したのである。ところが戦後はほんの二十億マルクの投資に減じ、剩へ戦前僅少であつた外債は二百億マルクに達し、勞務収入も昔日の俤なく、その他ベルサイユ條約による原料資源の割讓がそれらの輸入の要求を更に増大したのであると。

ライヒ銀行理事トロイエも云つてゐる如く、歐洲大戰後はその勝敗を問はず多數の國で外國爲替管理を必要とするに至つたのである (Deutsche Justiz, 14, S. 1630)。ドイツやオーストリーでは戰爭中並に例のインフレーション時代に、既に、外國との支拂取引に制限を加へることが必要となつた旨を、前者に附加して喝破してゐる。更に、一九三一年のドイツの信用恐慌の發生した後は貨幣本位を維持し得なくなつたので外國爲替管理は絶対に必要な經濟的國策と化したのである。今日、支那事變に當つて英國が支那の法幣を維持してわが邦の信用乃至爲替を低落せしめんと虎視眈々たるき、その防衛策としての外國爲替管理は思ひ半に過ぎるものがあらう。しかも後に述ぶる如く外國爲替管理は決して單なる對外防衛策乃至目的ではないのであつて、多くの經濟國策上の積極性を持つてゐるのであるにおいてをや。

7  
しからば、ナチは一九三一年のドイツ信用恐慌の後を引繼いでその三十三年から如何なる政策をとつたであらうか、

これを概略法令について見ればその精密なることと数の多きこととに於て驚異の腫を見張らざるを得ないであらう。以下單に法令發布の年次と名稱を掲ぐるに止め、詳細の解釋説明の不可能につき寛恕を請はねばならぬ。

- (1) 一九三三年六月九日 外國に對する支拂義務に關する法律  
附加 (イ) 一九三四年六月二七日 ドイツ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する法律及び理由書  
(ロ) 一九三五年二月二六日 同上
- (2) 一九三四年二月一六日 外國爲替管理に關する命令變更の法律
- (3) 一九三四年九月一日 外國爲替管理に關する命令變更の命令
- (4) 一九三四年九月二九日 同上
- (5) 一九三三年六月九日 外國爲替管理の第二命令
- (6) 一九三三年二月七日 同上第三命令
- (7) 一九三三年二月一八日 外國爲替管理のライヒ役所の設立に關する法律 附加 一九三三年二月一九日の命令
- (8) 一九三四年四月一七日 外國爲替管理第四命令
- (9) 一九三四年六月一日 同上第五命令
- (10) 一九三三年五月九日 外國爲替管理に關する命令の第四施行細則
- (11) 一九三三年七月二〇日 同上第五施行細則
- (12) 一九三三年九月一日 同上第六施行細則
- (13) 一九三三年十二月二二日 同上第七施行細則
- (14) 一九三四年四月一七日 同上第八施行細則



- (15) 一九三四年六月一五日 外國爲替管理に關する命令の第九施行細則
- (16) 一九三四年二月二二日 同上第十施行細則
- (17) 一九三五年二月四日 外國爲替管理に關する法律及び外國爲替管理に關する法律施行細則の告示
  - 附加 (イ) 一九三五年七月二四日 第二施行細則
  - (ロ) 一九三五年二月一日 第三施行細則
  - (ハ) 一九三五年二月二三日 第四施行細則
- (18) 一九三五年二月四日 外國爲替管理に對する準則
  - 附加 (イ) 一九三五年二月二五日 第一變更命令
  - (ロ) 一九三五年五月一五日 第二變更命令
  - これに同年同月二二日の補充命令
  - (ハ) 一九三五年九月二日 第三變更命令
  - (ニ) 一九三五年二月二日 第四變更命令
  - (ホ) 一九三五年五月六日 外國における有價證券の交換に關する告示
  - (ヘ) 一九三五年八月二日 同上第二告示
  - (ト) 一九三五年二月一四日 同上第四告示
  - (チ) 一九三五年一月一五日 外國通貨を以つてする取引に關する告示
- (19) 一九三四年一月一六日 ドイツ貸借清算所の設立に關する法律
- (20) 一九三六年二月一日 外國爲替管理に關する法律の變更法律
- (21) 一九三六年五月二五日 外國爲替管理法に關する法律の第五施行細則

- (22) 一九三六年一〇月二八日 同上第六施行細則
- (23) 一九三六年一月一九日 同上第七施行細則
- (24) 一九三六年五月二六日 外國爲替管理準則の變更命令
- (25) 一九三六年二月九日 外國爲替管理命令(外國爲替管理の準則)
- (26) 一九三六年三月二三日 外國における有價證券の交換に關する第四告示
- (27) 一九三六年一〇月三一日 外國通貨を以つてする取引に關する告示
- (28) 一九三六年一月二〇日 外國有價證券の寄託に關する第一告示
- (29) 一九三六年一月三〇日 同上第二告示
- (30) 一九三六年六月二九日 外國爲替事件における營業上扶助に關する命令
- (31) 一九三六年七月三日 ドイツ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第二法律
- (32) 一九三六年二月一日 經濟怠慢に對する法律
- 第一條 ドイツ人にして故意且つ不誠實に明白な私慾又はその他卑賤なる動機から法律に反して財産を外國に移し又は外國に留め置き、かくてこれによりドイツの經濟に重大な損害を與へたる者は死刑に處す。その財産は之を沒收す。
- この犯罪を外國において犯したる場合も亦罰す。
- 裁判は國民裁判所の管轄に屬す。
- (33) 一九三六年二月一五日 外國爲替違反行爲の場合における刑罰免除の許容に關する法律
- 附加 一九三六年二月一六日 同上施行細則
- (34) 一九三六年二月二九日 外國爲替違反の場合における刑罰免除の許容に關する法律の第二施行細則
- (35) 一九三七年一月一四日 同上第三施行細則

- (36) 一九三七年二月一七日 外國爲替管理に關する法律の第八施行細則
  - (37) 一九三七年二月二〇日 同上第九施行細則
  - (38) 一九三七年九月一六日 同上第一〇施行細則
  - (39) 一九三七年一月一日 在外有價證券交換に關する第五告示
  - (40) 一九三七年二月二七日 外國有價證券寄託に關する告示
  - (41) 一九三七年六月一四日 外國有價證券寄託に關する第三告示
  - (42) 一九三七年六月三〇日 外國貨幣を以つてする取引に關する告示の第一變更
  - (43) 一九三七年二月四日 ドイツ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第三法律
  - (44) 一九三七年七月二〇日 同上第四法律
  - (45) 一九三八年四月九日 外國爲替管理に關する法律の變更に關する第二法律
  - (46) 一九三八年三月三〇日 外國爲替管理に關する法律の第一施行細則
  - (47) 一九三八年二月一日 ドイツ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第五法律
  - (48) 一九三八年七月三一日 ドイツ外債借替所の債務證書作成勤務に對する保證に關する第六法律
  - (49) 一九三八年六月一四日 外國有價證券の寄託に關する第四告示
  - (50) 一九三八年二月二二日 外國爲替管理に關する法律の告示
- 附加 (イ) 一九三八年二月二二日 外國爲替管理に對する準則  
 (ロ) 一九三八年二月二三日 外國爲替管理に關する法律の施行細則  
 (ハ) 物品輸入の外國爲替上の監視に關する告示

勿論、多くの先行の法令は、今日、後行の法令によつてその效力を失つてゐる。ここには、主として、最近ドイツにおけ

ドイツ外國爲替管理法

る外國爲替管理の發達史を法令によつて觀んとしたのである。

#### 四 外國爲替管理法の施行機關

上述の如く外國爲替はその發生の場において無數である。爲替及び金融専門家と雖もこれをここで悉く列擧することは不可能であらう。概括的に、これらを決定せしむる管轄官廳を指定するの外あるまい。ドイツにおいては資本有價證券、勞務供與、移住並に銀行等の各取引については、これを、上級財政長官の外國爲替課が擔當し、貨物輸入についての外國爲替證明書はその監督課が付與し、かくて又外國爲替規定の遵守を監視し、これが違反者の訴追は稅關並に關稅連脫者追捕署がこれをなすのである。又、内容的に外國爲替實務について觀れば専らライヒ銀行がその衝に當つてゐる。換言すれば、ライヒ銀行は一般の外國爲替の申込及び引渡を監督し、外國爲替取引を獨占する。勿論、これに當つてはライヒ銀行は國內各地の支店、外國爲替銀行、兩替店等をも利用するのである。又、ライヒ銀行は一切の支拂停止問題をも管轄する。しかし、この外、ドイツ金割引銀行、ドイツ外債の借替金庫並にドイツ貸借決濟金庫も外國爲替管理に割込んでゐるのである。

今、これを實質上の機關と形式上の機關とに分けて觀察すると次の如くならう。實質上の機關とは命令禁止をなしてゐるものである。禁止事實は、絶對的な禁止、例へばライヒ馬克紙幣の外國への持出を禁じてゐる如きと、原則上の禁止であり、且つ最も數多い條件的禁止から成つてゐる。この條件的禁止は許可の組織と結合せられてゐる。許可には個別許可、綜合許可、一般的許可がある。前二者は現在のもので額及び時に従ひ一定の支拂をなすときのもので、

後者は行爲の一定集團に與へられることが出来るものである(ドイツ爲替管理法第四條、同上準。この外に外國爲替取得許可と外國爲替使用許可とが區別せられてゐる。)

命令禁止は凡ての外國爲替法上の内國人に向けられるが、外國爲替法上の外國人には各規定の目的がそれを必要とする場合にのみ向けられることになつてゐる。しかし、大體それの方が原則である。

外國爲替管理は凡ての經濟事象に深く食ひ込み、且つ、一般性にふれてゐるが故に外國爲替法上の處分によつて生じた損害に對する賠償は絶對不可能である(ドイツ外國爲替管理法第九條)。

形式上の機關としては官廳機構が理解せられなければならぬ。外國爲替管理にはライヒ經濟省とライヒ銀行とが掌してゐる。ライヒ經濟省と一部ライヒ食糧省の下に二十七の監督署即ち公法上の法人があり、中間ライヒ官廳の地位を保有してゐる。さうして、地方官廳としては三十二の外國爲替署がある。ライヒ銀行管理局にはライヒ銀行署が從屬してゐる。外國爲替署の任務は上級財政長官が委任行政の方法で實行してゐる。ライヒ銀行管理局及びライヒ銀行署は支拂停止及び申告義務に對して管轄を有する。その他、凡ての外國爲替管理の問題に對してはライヒ經濟省が決定權を有する。監督署は殆んど凡てベルリンに在つて、貨物輸入並に之と關連ある從屬費の凡ての種類及び形式を管轄してゐる。しかるに、その他の外國爲替取引の凡ての種類は警備配置、刑罰訴追及び外國爲替検査を含めて外國爲替署の管轄するところである。

この外、外國爲替管理の領域において活動してゐるのは、國境監視の場合の税關署、外國爲替連脱者追捕官廳の事實的指導下にあり且つ或る程度迄爲替警察として取調手續をなす關稅連脱者追捕署と最後に檢事局並に刑事裁判所を

ある。輸出監視の範圍においては、それ以上の爲替管理の領域に亘り經濟團體によつて設置せられた検査所が更に進んで活動してゐるのである。

## 五 外國爲替管理法の目的

これを抽象的に觀察して、國際關係内における種々雑多な經濟的關係からは、各國に對して、債權債務が発生する。長期に渡つて觀察すると一國の國民は、その外國に對する債權及び爲替の貯へから支拂ふ事が出来るより以上の債務を負ふ事が出来ない。國際的支拂決済は平均せられなければならぬ。その平均が國力の自由な活動に任せられ得る限りでは、國家的處置は必要でない。もし、力の自由な活動が妨げられるならば、國家は、これを命令的に行はなければならぬ。なんとすれば外國に對する關係は、偶然なる性質及び簡單に除外し得るものではなくて、むしろ或部分においては生活必需的であり、かつ強制的に現れるのである。ドイツの關係においては明らかに原料及び食糧の輸入の不可避である事が記憶せられるであらう。わが邦において、尙、金屬類、石油、棉花、羊毛等の諸原料の輸入が不可避とせられてゐる如くである。それゆへに、國家は無秩序に陥つた外國支拂差額をそのままにして置く事は出来ない。國家は、むしろ支拂決算を強制的に平均させなければならぬ。國家のこの命令的行爲を外國爲替管理と云ふ。これをドイツの現實についてシュルチュ・シュルチウス博士の語るところによれば(Deutsche Justiz, 17)、今日の外國爲替状態はベルサイユの條約に起源して居る。即ち、戦前に所有して居つた約二百五十億の外國投資をドイツから取り上げて、その上に貢物の捧呈を負はしたのである。これを以つてドイツの支拂決済の消極性は常住のものとなした。

最初に、この支拂決済の消極性を外國信用に依つて乗超へんと試みた。この無茶な冒險は初めから失敗するに決つて居た。なんとなれば、國家の要求及び巨額の賠償義務に顧みて、その乗超は殆んど考へ得られなかつた。事實、それは詐欺的な行爲に關係して居たのである。一九三〇年迄に約二百八十億の外國信用が受入られた。その内の約半分が短期の信用であつた。受入外國爲替が主として賠償金に使用せられた。そこで支拂決済は外國の爲替に依つて居た。これは一九三一年の銀行恐慌となつて現れた。國內の資本市場において困難が生じた時に、外國はこれを短期の信用を回收する原因となした。外國の支拂決済はこれを以つて最早維持せられ得なくなつた。そこで一九三一年の八月に外國爲替管理が始められたのである。このドイツにおける苦い經驗と思ひ合せてわが邦の現下の外國爲替の状態は如何であらうか、當路の妥當なる處置を希望するものである。

かくて、爲替管理法はライヒ經濟省書記官シュルチュ・シュルーチウス博士によれば、生活必需品及び勞務供與取引における必要を確保する爲に外國支拂決済を國家的處置によつて調整する目的を遂行するのである。

されば、爲替管理には次の如き各個の任務を認めねばならぬ。

- (1) 凡ての外國爲替及びこれと同様な價値の獲得
- (2) 外國爲替収入の増加
- (3) 現存及び未収入の外國爲替の合目的配分 即ち、考慮せられんとする支拂の緊急性の程度に従ふ使用、
- (4) 不必要な外國爲替支出の抑制及び外國爲替喪失の防止

これが即ち非常に大あらましの綱領である (Deutsche Justiz, 17.)。

かやうに、外國爲替はその關係の範圍及び取扱機關において種々雑多であつて、各々その独自の使命乃至目的を有してゐる。従つて、外國爲替管理もそれに副つて行はれなければならぬ譯であるが、これらに共通した取締方法は次の如きであると思ふ。これをライヒ經濟省書記官ベルグホルドをして謂はしむれば『凡そ經濟原則がすべてさうであるごとく、外國爲替管理も亦現在の需要を出来るだけ満足せしむるを目的とするのである。管理の方法は、すべての需要を満足せしめるには足りない手段を用ひて、需要がその切實さの順序に従つて満足されるやうにすること、現存の材料を増加すること、及び切實でない新しい需要の發生を極力阻止することにある。國民經濟上の需要の外に、外國爲替を必要とする他の多くの閑却するを得ない需要が存在してゐる。例へば、文化上の需要及び軍事上の需要等がこれである。従つて、外國爲替管理の目的はドイツ國民のこれらの需要の總てを満足させるには足りない外國爲替を、先づ需要がその緊要の順序に従つて満足させられるやうに、また更に適當な處置を以つて出来るだけ多くの需要を満足せしむるやう開始するに在る』と。さうして、結局、この終局目的に役立つものは外國爲替に關する各規定である。しかし、殊に經濟上から觀て、寧ろ、これら終局目的の達成には從屬するが、往々にして、それ自體獨立した目的の存することを看過してはならない。この獨立の目的も亦違法の攻撃に對して保護されることを要する一の法益たるを失はない。この場合、外國爲替管理を以つて追求してゐる終局目的が、まだ問題とはならず間接に單なる脅威を受けるに止る限りでも、亦外國爲替管理の中に包含せられるのである。この意味で、個々の部類に屬する外國爲替管理に關する規定は、それが外國爲替管理の終局目的に直接役立つと、單に間接的に從屬的目的を追求することによつてのみ前者の達成に役立つことを、問はないのである。要約するに、外國爲替管理法とは外國爲替の管理を遂行



するに役立つ法規の全體をいふのである。

## 六 外國爲替管理の内容

さて、外國爲替管理の内容説明については、事實上、外國爲替取引に通曉しない本論者の殆んど不可能とするところである。さあれ、わが外國爲替管理には、わが邦の對外貿易、その他、勞務收入等を現實に研究して、適切な立法がなされなければならぬのはいふ迄もない。されば、この點についてはわが金融乃至通商貿易學者に期待するところ大である。ただ、わたくしはここに他山の石ともならんことを惟ひ、ドイツの現狀を、前掲シュルチェ・シュルチウス博士の説明梗概によつて報告して見よう(Schulze Schultus, D. J., 17. März 1939, S. 425ff.)。

さて、同博士によれば爲替管理の内容は前掲外國爲替管理法の任務に應じ、その追求目的に従つて次の如く構成せられ得るのである。

- (一) 凡ての外國爲替及びこれと同様な價值獲得のための處置
- (二) 外國爲替收入増加のための處置
- (三) 現存及び未收入爲替の目的配分のための處置
- (四) 不必要な外國爲替需要及び外國爲替喪失の抑制の爲の處置

この區別は勿論完全に餘すところなく行はれるのではない。蓋し、各個の規定はその目的で區別され過ぎてをり、或る規定は殆んど完全に他の規定によつて不可分の形に迄補充せられてゐるからである。常に、上述の分類は主目的

に従つて企てられるのであるが、殊に、かくの如き集約的取扱ひはより具體的な説明を可能ならしむるものである。

(一) 凡ての外國爲替及びこれと同様な價值獲得のための處置

ライヒ銀行に對する持合せ外國爲替の申告の爲の種々なる仕事の外に、經常の申告義務が存在する。

直接申告義務は外國爲替管理法第四六條第一項第一號乃至六號、第四九條第一項に規定せられる。申告義務は個人に歸屬する價值に對してのみ存する。それは原則として價值の歸屬と共に發生する。輸出から生じた債權の申告は輸出爲替の申出と關連して特別の手續において行はれる。輸出爲替宣言の届出だけで十分である。その他、債權はそれ以上申告せられる必要はない。その手續(形式)に關する新規則は目下準備中であるとのことである。

外國爲替の獲得の爲の處置には、亦ライヒ銀行の外國爲替取引獨占(外國爲替管理法第一〇條)と併せてライヒ銀行による受入外國爲替還付(外國爲替管理法第三條第二號)が屬してゐる。受入外國爲替については、外國爲替署による許可及びライヒ銀行による還付がある場合のみ處分が爲されるのである。

(二) 外國爲替收入増加のための處置

多くの處置が現時外國爲替收入を促進せしめるためになされてゐる。これには、間接申告義務(外國爲替管理法第四六條第一項第七號八號及第四九條第二項規定)更に、外國に置かれた獨逸企業會社(これは外國爲替法上内國人であるが)の申告義務及び最後に輸出、中間商業並に通過運送取引の保護的取扱ひ等が屬してゐる。

(三) 外國爲替及び同様な價值の合目的配分のための處置

このためには、内國及び外國貨幣(外國爲替管理法第二六條第三條)金及び貴金屬(外國爲替管理法第二八條)の内國及び外國有價證券に對する條件的

輸出禁止(尤もこの禁止には「準則第二四」があり、外國爲替及びこれと同様な價値の獲得に對する制限(外國爲替管理法第一三條第一九六條、二六四條の例外がある)があり、外國爲替管理法第二四條第二項及び同法第三十六條第二項(これには一の例外がある。即ち「イ」があり、外國の通貨及び外國爲替價値の處分に對する制限(外國爲替管理法第一四條第一號)、貴金屬に對する監視署の第十七命令第二條、外國爲替管理法第二四條第一項及び補充的に第三六條第一項及び外國の土地處分の制限があり、外國人に對し内國人の及び内國人に對し外國人の權利である内國及び外國の本位貨による債權の處分制限、並に外國人のその他の内國的價値の處分制限(爲替管理法第一四條第二乃至五號)がある。しかし、或る一定の行爲に對しては何等の許可も必要ではない。例へば、商慣習的割引の授與に對する場合、更に、不納入債權の振替(實際は何等の)に對する如くである。

區別さるべきは積極面——外國人に對する内國人の權利である内國或は外國本位貨による債權——と消極面——内國人に對する外國人の權利である前同様な債權——がこれである。積極方面においては内國人が外國人に對し有する債權の凡ての使用は許可なくしては禁止せられてゐる。

消極方面は外國人が内國人に對し、貨物取引、勞務供與取引及び資本取引及びそれら債權の履行から收得する凡ての金錢債權を包含してゐる。

資本取引においては、各自由外國人債權間及び各外國人の封鎖債權間でおの區別せられなければならぬ。自由債權は一九三一年七月一五日以後内國における外國爲替で流通せしめられる信用である(準則第四條)。更に、自由本位貨勘定及び内國内の信用財團にある外國人の自由ライヒマルク勘定も(準則第二節第一條及び第二條乃至六條)これである。これについては何等の

許可なくして處分され得る。即ち、運搬の許可は一般に與へられるのである。一九三二年七月一五日前に發生せしめられた凡ての他の債權は封鎖債權である。これについて原則として許可が與へられた場合にのみ處分が爲され得る。(例外、規則等、二節第三條)、殊に返済にも許可が必要であるのである。

封鎖債權の拂戻しは普通外國爲替銀行の封鎖勘定において行はれる。次の如き封鎖預金がある。優先封鎖預金、商業封鎖預金、移住者預金、古き本位貨預金、特別預金及び中間封鎖預金(規則第二節第三條、六乃至四三條)がこれである。短期の銀行債權者は特別取扱ひを支拂停止の範圍内で經驗したのである。拂戻しは記録マルクの記録勘定で行はれるのである。自由債權の利息は適當な嵩に變更せられる。適當な程度の利息低下が拒否せられるときは、封鎖勘定の全部支拂が行はれる。封鎖マルクの利息は二三の國家との間に歸結せられた變更合意協定の範圍内においてか、或は、利息附債務證書の形式(公債、公債)で轉置せられるのである。主なる債權國家はアメリカ合衆國、和蘭、瑞西及び英國である。

この以上の封鎖せられる外國人の價値は國內有價證券である(外國爲替管理法第二五乃至二七條、國內配、當權は第三七條及び國內土地は第四〇條)。補充的に外國人に對し又は外國人のためにする國內支拂の禁止が存する。この禁止は現存規定の脱法や取締を受けぬ計算の抑制を目的としてゐる。この禁止の例外は準則第二節第一九乃至二二條に規定せられてゐる。

(四) 不必要な外國爲替需要及び外國爲替喪失の抑制の爲の處置

貨幣政策上、國內貨幣の種類及び有價證券の取引を外國においてなすことは希望せられない。蓋し、それは値下げ評價を導き、その價値で支拂をする外國爲替喪失を結果するからである。この取引の抑制の爲に次の事が許されてゐる。即ち、(外國爲替法第二六條、二八條) 國內貨幣の輸入禁止、(同法第一七條) 拂込受領禁止、並に有價證券

拂込受領禁止(同法第二五條)とがこれである。

外國爲替の費用を負担する義務及び外國爲替喪失を避ける爲に、預金者からの讓渡に對する許可及び外國人に對する又は外國人に有利な保證の付與が外國爲替管理法第四四條に規定せられてゐる。しかし、これには或る例外はある。補充的に爲替管理法第四五條には義務負載禁止がされてゐる。

外國爲替政策上の決済禁止は一定の國から來る一定の貨物に對して、爲替許可がない場合にはその決済を禁ずるのである。この禁止は取締を受けぬ債務を防歴するのである。

資本逃避を防止するため、外國爲替管理法第五四條乃至五八條に、外國への贈物送付につき及び國外移住に關しては旅行往來におけるユダヤ人による物品の携帯について、多くの制限規定が爲されてゐる。外國爲替管理法第五九條以下によれば廣範圍の保安命令が出され得るのである。

既に、以前より存在した申告義務は外國爲替管理法第八條に擴張せられた。同條は亦外國爲替検査計畫の着手でもある。最後に自由限度の制限(譯則第二節第一四條乃至一八條)及び種々の行政處分例へば緊要證明書及び團體旅行に對する最高額の制限の如きについても詳細規定がせられなければならない。

外國爲替政策は平時には殊に商業政策の一つの道具となつてゐる。凡ての通商協定の場合に爲替經濟上の影響が顧慮せられねばならぬ。

かくて輸入の支拂の爲には次の如き方法が執られ得る。

(一) 自由外國爲替を以つての支拂及び無協定諸國からの貨物輸入の場合の償還(支拂停止の内外における外國銀

## 行の信用)

- (二) 支拂協定の方法による支拂即ち支拂が一定の協定制内自由外國爲替で相互的に行はれるもの。
- (三) 決算協定即ち貨物取引は相互に拘束せられ支拂は決算方法で行はれるのである。
- (四) 個人的相殺、もとは大きな範囲に行はれてゐた。しかし、今では減退してゐる。蓋しこれには非常な不利益が賦課せられてゐるからである。
- (五) 國內支拂の爲の外國人特別勘定、即ち、この方法では南米との支拂取引の大部分が行はれてゐる。

## 七 外國爲替管理法とその原則法との關係

外國爲替管理法は、その内容が經濟取引に關する故、民法或は經濟法の領域に入るであらう。且又、取締乃至罰則の方面よりすれば明らかに刑法の特別法たるを失はないであらう。更に、その組織及び行爲より見て行政法よりの論點の多々あるべきは論を俟たない。今、これを悉くここに論述することは一小論稿のよくするところではない。唯、問題とせられてゐる點を紹介するに止めなければならぬ。

## (イ) 民法との關係

さて、外國爲替管理法上屢々用ひられる『處分』の意義は同法にとつては重要なにかかはらず、必ずしも内容明瞭でない。しかも、この處分には殆んど例外なく許可義務が負はされてゐるのである。外國爲替管理法第一四條に従へば外國の通貨及び一定の債權、即ち内國人に對する内國或は外國本位貨による外國人の債權については單に許可を

得てのみ處分がなされ得る。又、同法第二四條乃至第二五條は外國の、さうして、一定の場合には亦内國の有價證券に關し許可のない處分を禁じてゐる。同法第三六條及三七條によれば、外國及び一定の場合には亦内國の團體・會社或は組合における配當權の處分は單に許可を條件としてのみ爲され得る。更に、同法第三九條乃至第四二條は結局外國或は内國に存在する土地及び土地同様な權利及び土地に對する權利については許可なき處分を禁じてゐる。

外國爲替法上の處分概念の解釋に當つては、民法において發展した處分概念から脱却せねばならぬ。民法の處分概念に従へば、明らかに凡ての法律行爲の處分として解せられる。その法律行爲によつて或る權利が直接に拋棄せられ、讓渡せられ、變更又は負擔附とせらる。外國爲替法上の處分概念は民法の模範に依つてはゐる。しかし、種々の點において外國爲替法の特別目的を顧慮して異つた構成がせられねばならぬ。原則としては、民法的に處分と看做される凡ての法律行爲は、亦、外國爲替法的種類の處分でもある。しかし、これ以上の法律行爲がある。まことにそれは民法に従つてはゐないが、しかし、外國爲替管理上處分と看做されてゐるのである。

強制執行の方法による處分は、明らかに法律行爲的處分と同一とされてゐる(外國爲替管理 法第六八條)。外國爲替管理に對する準則に従へば、確定期限の合意或は長期告知期間の合意は處分と看做される。外國爲替法上の處分概念の解釋にとつて重要な準則の規定はその第二節第三三條に定められてゐる。これによれば、内國人に對する外國人の債權に對する處分として、債權の爲に設定せられた擔保物の換價も亦處分と看做される(ドイツ民法第一二四七條參照、わが民法に當り該規定なしされど當然といふことが出来る)。外國爲替法的處分概念に關する準則中の規定は裁判所を拘束する(外國爲替管理 法第九七條)。

外國爲替法的處分概念の本質的擴張は次の中に存する。即ち、外國爲替法においては處分行爲によつて目的とせら

れた權利變更が、事實に發生するといふことは肝要ではない。それ故に、外國爲替管理法(同法第六四條)に従ひ、或は何か他の理由(民法九一條・九〇條、ドイツ民法一三四條一三八條)に基いて處分行爲が無効であることは何等の意味もない。被告はこの種の事件においては行爲の無効を主張することは出来ないであらう。さうして既遂の外國爲替違反行爲として處罰せらるのである。正に目的とする權利變更に向けられた行爲が實行せられたといふだけで十分である。その結果の發生は問はないのである。正に同様に、亦、行爲能力を欠いてゐる場合でも同一結論となる。亦、實際には殆んど起つて來ない表見行爲の場合にも許可義務に服しなければならぬのである。若し、不存在の權利が處分せられた場合、例へば、虚無の債權の拋棄の場合の如きでは、既遂外國爲替違反行爲は認められ得ない。しかし、正にその未遂行爲が存在するのである。

亦、權利移轉の結果となる無權利者の處分は可罰處分と看做される。例へば、外國通貨の保管者或は外國貨幣の竊取者がこれを善意の第三者に讓渡すれば第三者はその所有權を獲得するのである(民法一九二條・一九三條參照、ドイツ民法第九三條・九三五條)。管理者又は竊取者はそれ故に既遂爲替違反行爲を犯したことになるのである。疑はあり得る、若し取得者が善意でなく、權利移轉がそれ故に起らない場合である。しかし、かくの如き場合にも亦、前同様に取扱はれねばならぬ。無權利者の處分は、主として、債務引受の場合に大きな實際上の意味を有する。若し、債權者と債務引受人との間の契約を通して外國人の債務が内國人によつて引受けられる場合には(民法五一四條、但し債務引受を規定せず、ドイツ民法四一四條、債務の引受、但し更改を認めず)、この契約は許可を必要とする(外國爲替管理法第一四條第三號)。債務引受が債務者と債務引受人との間の契約によつて生ずる場合には(ドイツ民法四一五條)外國爲替管理法第四四條による許可が必要である。蓋し、かくの如き行爲は經濟的に外國における信用の讓渡を含むからである。債務引受の効果は前掲ドイツ民法第四一五條の場合には、債權者の許可に基いてゐる。又、この債權者の許可は外國爲替



法上の許可の必要な處分でもある。取消行為の場合、例へば無能力者の處分の場合の如きでは、若し、外國爲替法上の許可が代理人の許可付與迄に存すればそれで十分である。同様なことは前掲ドイツ民法第四一五條による債務引受の場合及び土地の處分の場合に土地登記簿に登録する迄がそれである。ドイツ民法第四一六條による債務引受を結合せられた土地讓渡は、特別の場合債權者の許可が期間經過によつて生ずる。ここでも亦、債權者は必要的外國爲替法上の許可が存在することを覺悟せねばならぬ。

義務の履行は、それが法律的可能的減少を生ずるが故に處分と看做される。尙、履行場所における給付も亦これと共に外國爲替法上の監督の下に在るが故に重要である。亦、權利者の處分における權利獲得者による協力も亦許可必要的處分と看做される。かくて、ドイツ大審院は、辯護士が或る國外移住者に履行場所における債權を讓渡せしめた場合には可罰處分と看做したのである。これに従つて、許可なき讓渡契約の場合債權の取得者は共犯と看做される。擔保權設定の場合の擔保取得者も同様である。しかうして、若しその處分並に權利の有償的取得が許可を必要とする場合は、讓渡人の處分への權利取得者の共力は、外國爲替法の意味における處分としては看做さるべきでない。贈與の執行の場合には贈與者と同様に受贈者も處分をするのである。例へば、或る内國人が外國の有價證券を或る外國人から贈られた場合に、その内國人は何等取得許可を必要としない、蓋し、その處分は無償であるからである。この場合その取得を妨ぐべき外國爲替法上何等の原因も存しない。蓋し、その價値はさなくとも申告せられなければならないものであるからである。

處分類似の行為としては權利の包括移轉が看取せられる。これは、早い頃、屢次、人的會社の物的會社への轉換の

場合に實際に行はれたものである。この問題は、今は明らかに、準則の中に、許可不要として規定せられてゐる（準則八號第一）。最後に、權利變動を生ずる事實的行動をも、亦、爲替法上の處分として看做さなければならぬ。例へば、金への加工の如きがこれである（民法二四六條、ドイツ民法第九五〇條）。

これを要するに、外國爲替法上の意義における處分とは法律行爲及び事實上の行爲であつて、外國爲替法上の處分制限に服してゐる權利の拋棄、讓渡、變更又は義務負擔に向けられてゐるものである、と謂ふことが出来る。

(ロ) 刑法との關係

外國爲替刑法はいふ迄もなく獨自の性質を有する特別刑法である。それは外國爲替違反行爲の特別なる意義の上に設定せられたものであつて、租稅刑法ではない。しかし、多くの點において租稅刑法に依存してゐる。

外國爲替刑法には、原則として、刑法典の總則が適用せられる。換言すれば、それにも拘らず、外國爲替違反行爲の場合に正犯と共犯についての二三の特異性があるのである。外國爲替違反行爲の未遂には刑法總則が適用せられる。未遂の外に亦一定の豫備行爲が可罰である、即ち外國爲替違反行爲の要求、挑發及び盡力の申出（外國爲替管理法第六九條第四項）である。往々、爲替違反行爲の性質から、例へば、申告義務の毀損の場合の如く、未遂が不可能ことがある。ドイツ勞働法第四一〇條に相當する悔悟に關する規定は、外國爲替刑法には規定されてない。蓋し、自首による刑罰免除の豫見によつて爲替物體の獲得が害される虞があるからである。責任の必要に關する一般原則は、亦、外國爲替刑法にも適用がある。殊に、又、外國爲替刑法に對しては、刑法的過失の一般概念が適用せられる。錯誤規定（刑法三八條參照、ドイツ刑法第五九條）は外國爲替管理法第七一條によつて補充せられてゐる。これによれば、法律の錯誤は一般刑法におけるよりもより廣範圍

において刑罰免除的意義がある。外國爲替違反行爲と他の刑罰行爲との競合に對しては一般の原則が適用せられる。最後に刑法總則規定は選擇刑決定及び刑法類推に關するものにも適用がある。

外國爲替實體刑法は三つの重要な點で一般刑法と異つてゐる。先づ、ここでは屬地主義は破られてをる。外國におけるドイツ人によつて犯された外國爲替違反行爲は常に罰せられる。拘禁權能は本質的に擴張せられてゐる(同法第七二條・七三條)、代理人による爲替違反行爲の場合は言渡された罰金刑に對しては本人その責に任じなければならぬ(同法第七六條)。

刑事訴訟法上の領域にも、亦、多くの特異性が存在してゐる。外國爲替違反行爲は一般には簡易手續において判決せられることが出来る。拘禁は獨立の手續において命ぜられ得る(外國爲替管理法第一條・八五條)。罰金刑の執行及び拘禁の實行は逮捕狀の持参又は財産假没收によつて確保せられる(同法第七七條・七八條)。輕微な爲替違反行爲の場合には外に爲替署及び萬一の場合には稅務本署が刑罰決定手續及び問責手續において言渡をなすことが出来る(同法第八七條・八九條)。輕微な外國爲替違反行爲の場合には、前科帳簿に登録せられないやう命ぜられ得る。この恩典は、例へば、誰か必要な許可を得ることなくして許可必要の行爲を行つたのであるが、しかし、本來その申出がありさへすれば直ちに、許可が與へられたであらう如き場合を考慮してゐるのである。

時効については、申告義務の侵害が繼續犯であることを注意せねばならぬ。若し、犯罪者が申告期間を利用せずして経過せしめても、申告義務はそれにも拘らず存続する。それ故に時効期間は未だ始まつてゐないのである。大審院の新判例に従へば、時効は、例へば申告さるべき外國爲替の利用の爲の申告義務がなくなる場合に初めて進行し始めるのである。

外國爲替刑法とも見らるべきものには尙多くの問題が存する。例へば、外國爲替管理法上の許可や證明に關する詐欺がこれである。外國爲替管理法に基き外國爲替管理局は申告を廣範圍に命じてゐる。それ故に、外國爲替局の手續にまつはる違法手段が有効に防止せられなければならぬ。外國爲替管理法第六九條第一項七號及び第七〇條第二項がこの目的の爲に定められてゐる。前者の犯罪構成要件としては、事實の不正若くは不完全な申告である。これには外國爲替官廳に對する説明の不正若くは不完全なる申告も、外國爲替管理法によつて必要とせられる許可の申請の動機の説明の不正若くは不完全な申告をも含む。本罪はこれら不正若くは不完全の申告を包含する申告を提出した時に既遂となるのである。換言すれば、犯罪者の得んと欲した效果の實現、即ち、許可が與へられることは問題ではない。又、行爲としては申告書を自分で作成することは必要ではなく、それを使用することでは十分である。

犯意の問題としては、犯罪者が不正又は不完全の申告を故意になしたといふことが必要である。不完全なる申告に關する限り、犯罪者が本來の申告を怠つたといふ事情に基くものである。しかも、何れの場合においても外國爲替管理法上必要とせられる許可を詐取すべく、故意に爲されたものでなければならぬ。外國爲替管理法第六九條第一項七號違反の未遂も亦同様に考へられる。後者即ち外國爲替管理法第七〇條第二項の犯罪構成要件も、前條第一項七號に準じて構成せられる。同法第七〇條によつて保護せられてゐる證明とは、例へば同法第七條第二項による人が爲替内國人なりや爲替外國人なりやを確定する證明の如きものである。

ここに、重要なのは外國爲替刑罰としての沒收である。外國爲替管理法第七二條・第七三條による沒收は多くの問題を包含してゐる。新外國爲替管理法においては、沒收(同法第七二條)と追徴とは區別せらるべきものとなつてゐる。大審院

の判決は兩者を共に刑罰としてゐる。それで外國爲替違反行爲の犯罪構成事實が完成すれば當然沒收を言渡し得る譯である。過失による違反行爲の場合にも、沒收が宣告せられ得る。又、爲替違反行爲の未遂も沒收に十分である。ただ免責理由があれば沒收が出来ない丈けである。外國爲替管理法第七一條の錯誤は個人的刑罰免除理由として立證した正犯又は立證した共犯者に對してのみ有効である。この者には沒收を命じ得ないが、その他の共犯者には適用がないのである。沒收は犯罪に關係する有價物及び犯罪行爲によつて獲得せられた有價物に及ぶのである。實際問題としては、何れの有價物が爲替違反行爲の對象であるかを區別することは種々困難を起すものである。登録預金者が登録マルク額の使用に關し、ライヒ銀行の許可につき犯した違反行爲の場合、沒收はより廣い範圍で許される。即ち、犯罪者がドイツに持ち込み或はドイツにおいて處分せられ又將來處分せらるべき旅行信用狀、信用手形、旅行小切手にも擴張せられ得るのである。又、爲替管理法第七五條第二項によれば、外國爲替輸出入禁止に叛いてなされた犯罪行爲については、これに供せられた器物は沒收せられる。

追徴は沒收が執行出来ぬ場合を條件としてゐる。當該關係者が免除證據を提示したがために、沒收が命ぜられ得ない場合にも亦追徴が可能である。沒收に對しては制限はないが、追徴は犯罪者及びその犯行に加はつた者に對してのみ有効に言渡されるのである。追徴は税金に相應する貨幣額の指定にある。追徴の貨幣額が自由刑に換刑せられ得るかは疑問であるが、ドイツ官邊での意見では否定的である。

沒收の命令は必ずしも絶對的であるとせられてゐない。故意の外國爲替違反行爲の場合には犯罪者を基準とし、過失の場合には事件の狀態によつて言渡される。局外者に對しては沒收は行はれない。ここに局外者とは外國爲替違反

行爲につき善意且つ利益を有せなかつた者である。ドイツ大審院の判決によれば利益があつたか否かは結局客觀的狀態に從つて判斷するの外はないのである。

沒收の場合、沒收物の所有權は沒收命令の效力によつて國家に歸屬する。追徴では決定貨幣額は、特に、徵收によつて犯罪者又は關係者の財産から國家の所有權に引渡されなければならぬ。

手續上沒收は、刑事判決で宣告されるを要する。沒收の刑事訴追は本罪が確定された後では再訴不可能である。しかし、言渡された沒收が執行され得ない範圍では、尙、追徴を追加宣告することは差支へない。舊外國爲替管理法と異り、新法は沒收が執行され得るか否かに疑ある場合は何時でも追徴を刑事判決において宣告し得るのである。

獨立に沒收命令を出し得るのは犯罪者が缺席した場合、若くは、特定の人が訴追され得ないか判決を下し得ない場合たることを條件とする。大審院は犯罪者が死亡した場合には獵銃を獨立に沒收し得と判決したことがある。これは、犯罪者が死亡せる場合に、沒收が有効に相續人に對しても獨立して命じ得られることを意味してゐる。これに反し、追徴は相續人に對しては、宣告し得ないのである。獨立の沒收命令にも外國爲替違反行爲の凡ての犯罪構成要件が確認せられることを要するのは勿論、凡て正規の刑事手續において、その他の要件が満されなければならないことはここに詳述するまでもあるまい。

## 八 七 三 び

ここに、わたくしは經濟法の重要部門として外國爲替管理法を觀察するに當り、先づ、わが邦において、これに關

する法制判例等の貧困に遭ひ、さればとて、その具體的取引内容に立ち入らんか、通商貿易及び通貨、金融に關する知識の自らに缺除せるを憾み、進退兩難、如何ともすることを得なかつたのである。本稿が、専ら、最近のドイツ外國爲替管理法によるの外なかりし所以である。ただ、若し何らかの點において、我邦とドイツの國情、乃至これら經濟關係において相通するものあらんか、本記述がわが邦の將來の外國爲替管理立法に資することもあり得べく、かくて、わたくしは、たかだか、この程度の欲望を以つてこの稿を續けたのである。

さあれ、外國爲替管理は、洋の東西を問はず、今日貿易上關稅の障壁高く殆んど輸入防壁に迄達し、しかもわが邦やドイツの如く原料資源に乏しい國家においては、國際決濟上必ずや種々の意味においてその重要性を認めない譯に行かないであらう。現在、わが邦には、ドイツ以上に外國爲替上の厄介がある。新東亞建設に當つて、諸外國との關係は複雑多岐に亘り、所謂、純經濟的にのみ外國爲替目的を考慮することを得ない。支那の舊法幣は未だ英國の支持の下に流通を止めず、圓ブロック内の爲替乃至通貨問題は相互に微妙なる影響を受けつつあり、大陸への進出者の所持する貨物・貨幣の問題あり、更に、支那開發振興に投すべき外國の信用及び資本の問題等その波及するところ廣く、且つ深き難問が存在するのである。總じて、東亞ブロックの完全なる獨立的存在を完成する迄には、幾多の外國爲替上の困難が横はるのであつて、如何にこれを管理して行くかは、現下及び將來の重大問題である。若し、これを怠り或は誤れば東亞の健全なる獨立は得られざるべく、今事變の意義も犠牲も半ば無意味と化するであらう。この際、わたくしのこの小論が、わが邦、法律、通商、金融學者の關心を誘發し得れば幸甚これに過ぎるものはないのである。